

越子育第196-1号
令和2年(2020年)5月25日

保育施設に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の事業主様

越谷市長 高橋 努

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた保育施設の登園自粛
(令和2年6月1日から6月28日まで)の対応について

日頃から本市の行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の保育施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月22日から5月31日まで臨時休園としてまいりました。

保育施設は、その性格上、子ども達が密集・密接する状況が生じやすい環境にあります。

緊急事態宣言が令和2年5月25日までで解除となりましたが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、依然として「3密」をできる限り避けるなど対策が必要なことから、小・中学校の分散授業期間にあわせ、本市の保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業・こしがや「プラス保育」幼稚園)について、令和2年6月28日まで、保護者が家にいることが可能な場合、引き続き園児の登園をお控えいただくようお願いしております。

事業者の皆様におかれましては、こうした点を踏まえ、保育施設に児童を預けて働いている保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

越谷市子ども家庭部子ども育成課
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話 048-963-9167 (直通)